

箕面市告示第317号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月25日

箕面市長 原 田 亮

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ 箕面店

大阪府箕面市牧落四丁目244番 外5筆

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ドン・キホーテ

代表取締役 吉田 直樹

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

(変更後) 株式会社ドン・キホーテ

代表取締役 鈴木 康介

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

(3) 変更年月日

令和7年9月25日

2 届出年月日

令和7年11月12日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和7年11月25日から令和8年3月25日まで

(市役所開庁日の午前9時00分から午後5時00分まで)

(2) 縦覧の場所

箕面市西小路四丁目 6 番 1 号 箕面市役所
本館 2 階 地域創造部 広域商工課
大阪市住之江区南港北一丁目 14 番 16 号 大阪府咲洲庁舎 25 階
大阪府商工労働部 中小企業支援室 商業振興課

4 意見書の提出先

〒562-0003 箕面市西小路四丁目 6 番 1 号
箕面市役所 地域創造部 広域商工課
TEL (072) 724-6727